

～ 整骨院や接骨院の受診状況の確認に関する 事務処理等業務の外部委託について ～

整骨院や接骨院の治療を受けた方に、負傷原因や実際の治療内容等を書面およびお電話で照会確認をしております。

事務処理等業務を外部委託している健康保険事務センターより「整骨院・接骨院の保険診療についての受診照会」が送付された場合には、回答期日までにご回答をお願いいたします。受診照会状は整骨院や接骨院から申請された療養費支給申請書に基づいて作成しておりますが、被保険者(またはご家族)が受診された月から日数を経過しているものもあります。ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、当健保では医療費適正化の一環として一般医療費(医科・歯科等)のレセプト内容審査および整骨院・接骨院、鍼灸師等の療養費支給申請書の治療内容等審査を実施しております。

【健康保険法第 59 条の要旨】

保険者は、保険給付に関して必要があると認めるときは、保険給付を受ける者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問もしくは判断をさせることができる。

【個人情報の取扱いに関して】

この受診照会により知り得た個人情報は、療養費支給申請書の受診内容審査および健康保険の事務処理に限定して使用し、他の目的には一切使用いたしません。

【整骨院や接骨院の事務処理等の業務に関して】

H17.06 より整骨院や接骨院の事務処理等の業務を外部委託しております。下記、健康保険事務センターより書面およびお電話にて照会確認をさせていただいております。

お問合せ先

委託先:株式会社 大正オーデイト 健康保険事務センター

TEL 046-272-2282